

最終反論書（控え）

平成30年7月16日

審査庁（総務課長）様

審査請求人 岩国市麻里布町7丁目7番9号
久米慶典

審査請求人が平成30年2月22日付けで提起した公文書非開示決定処分に係る審査請求（審請情第51号）について、さる7月4日に行われた口頭意見陳述を踏まえ、最終反論書を提出する。

1、岩国市情報公開条例の精神を踏みにじる岩国市の対応について

口頭意見陳述書（1）において処分庁は交渉の経緯について、そのメンバーさえ明らかにしようとしなない。メンバーの役職などについては現地実施協定書の内容ではない。また日米合同委員会合意に直接関係し、その一部をなすものではないはずで、米軍の了解などなくとも公表できるものである。岩国市としては相手方がどのような役職にあるものかは当然明らかにすべきものである。岩国市情報公開条例は市民の知る権利を尊重することを高らかに謳っているが、処分庁の対応はひたすら市民に真実を隠すことに終始していることが認識できる。今回の非開示処分の背景にこのような岩国市の姿勢があることを指摘する。

2、日米合同委員会は逗子市と比較して、岩国市を差別的に取り扱っている

口頭意見陳述書（2）で明らかになったことは、日米合同委員会は逗子市においては現地実施協定書の公開は容認し、岩国市には「当事者間の合意なしには公表してはならない」との条項を加え、事実上公開を否定したことである。日米合同委員会は岩国市を差別していると判断する。公正・公平の行政運営とは言えず、日米合同委員会の対応は許容されるものではない。

3、米軍の優先使用権の実態が不明のことについて

口頭意見陳述書（3）において明らかになったことは、米軍の優先使用権の実態が明らかにされておらず、愛宕スポーツコンプレックスを利用する市民、周辺住民の不安は増大するばかりということである。平成29年10月20日付防衛省から岩国市長にあてた「提供国有財産一時使用許可書」第11条には「日米地位協定2条4項aただし書の合意にもとづいて合衆国軍隊が使用財産を一時的に使用することになったときは、・・直ちに使用を中止して合衆国軍隊の用に供し得る状態にしなければならない」とされている。明らかに米軍は優先使用権を留保しているはずである。逗子市の協定書にもそのことは記されている。テロなどの対応としてどのような状況が起こるかさえ処分庁は明らかにしなかった。現地実施協定書が公開され米軍が具体的にどのような優先使用権を留保しているか明らかにされなければ、市民は安心できないし、安全の確保もおぼつかない。

4、岩国市の非公開の理由に道理はない

処分庁は弁明書において非公開の理由として公開すれば米軍・国との「協力関係・信頼関係が著しく損なわれる」、また「当該許可が取り消され、本市都市公園として供用することができなくなるおそれがあり・・・」などともする、そして「本市が今後予定する・・・陸上競技場エリアの共同使用に伴う現地実施協定の締結及び現地実施協定の更新または改定に著しい支障を及ぼし・・・」とする。しかし口頭意見陳述書（4）で明らかになったことは、これらは岩国市が勝手に推測し判断していることで、「おそれがないという判断はできないものと考えている」というレベルのものであることが判明した。そもそも逗子市においては公開され実害のないものであり、このような薄弱な理由で非公開とすることは許されるものでない。

5、岩国市が公園管理者としての責任を果たすうえで現地実施協定書の開示は必要不可欠

岩国市は愛宕スポーツコンプレックスにおける管理者である。管理者である以上利用する市民の安心・安全に責任を持つ立場と認識する。ところが口頭意見陳述書（6）で処分庁は当該施設における米兵、家族、軍属（日米地位協定対象者）に対する警察権の問題については、「答える立場にない」とする。あまりにも無責任な返答である。日米地位協定対象者の犯罪により、岩国市民が被害者となった場合どのような対応がとられるのか、管理者たる岩国市が理解できていない、市民に公表できないようでは到底安心・安全の公園運用とは言えない。米軍岩国基地と岩国市との取り決めを明らかにすることは利用する市民にとっては当然の権利である。その立場から協定書の開示は必要不可欠である。